

## 「みえ国際協力大使」制度について

### 1 制度の概要及び目的

JICA 海外協力隊（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア）に参加している三重県出身者等の方々に「みえ国際協力大使」（以下「大使」という。）に就任していただきます。

海外での活動中、大使からの活動報告を県民に紹介し、派遣国の情勢を身近に感じてもらうとともに、大使からの要請に応じて県民からお寄せいただいた物資を派遣国で支援に役立てることにより、県民の国際協力に対する理解を促進します。あわせて、大使による派遣国の国民に対し三重県の紹介・PR をしていただくことで、派遣国と三重県との架け橋として国際交流を推進していただくことを目的としています。

### 2 大使の役割及び任期

#### (1) 役割

- ①派遣国の情報や JICA 海外協力隊としての活動を三重県へ報告します。
- ②派遣国の国民に対し三重県の紹介やPR を行います。
- ③JICA 海外協力隊としての活動のために必要な物資を三重県へ要請し、受け取った物資を活用して派遣国を支援するとともに、その活用状況を報告します。

#### (2) 任期

JICA 海外協力隊としての在任期間中

### 3 三重県の役割

- (1) 大使から報告を受けた情報を三重県国際戦略課のホームページ等に掲載し、県民に紹介します。
- (2) 大使へ三重県に関する情報提供を行います。
- (3) 大使から JICA 海外協力隊としての活動のために必要な物資の要請があった場合は、三重県が県民に呼びかけて物資を収集し、大使に送付します。また、物資の活用状況を県民に紹介します。